

愛媛県科学研究費補助金等特定外部資金取扱要綱

(趣旨)

第1条 愛媛県の試験研究機関（以下「研究機関」という。）において、交付者の規定によりその全てを県の収入予算に計上することができない科学研究費補助金等特定外部資金（以下「特定外部資金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）その他関係法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(特定外部資金)

第2条 研究機関及び当該研究機関に所属する職員（以下「職員」という。）が活用できる特定外部資金は、次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

- (1) 科学研究費補助金
- (2) 厚生労働科学研究費補助金
- (3) 前二号に掲げるもののほか、活用することが適当と認められる特定外部資金

(法令等の順守)

第3条 職員は、特定外部資金の取扱いに関して、所属する研究機関の長の指揮命令の下、適化法その他の法令等を順守するとともに、適正な業務遂行をしなければならない。

(責任の所在)

第4条 特定外部資金の管理、執行に係る責任は、当該特定外部資金の交付を受ける職員が負う。

- 2 研究機関の長は、第5条第1項により特定外部資金に応募又は参画させるときは、職員から同意書（様式第1号）を徴し、前項についての同意を得るものとする。

(応募)

第5条 職員は、職務に関連する研究課題について特定外部資金に研究代表者として応募しようとするとき又は研究分担者若しくは連携研究者として参画しようとする場合は、事前に特定外部資金応募（参画）承認申請書（様式第2号）を所属する研究機関の長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項による承認申請を受けた研究機関の長は、当該応募内容が県の施策に照らして適当な研究である場合は職務として実施することを承認することとし、当該研究機関に係る本庁の所管部長に報告するものとする。

(補助金の取扱い)

第6条 交付を受けた特定外部資金は、各研究機関において機関管理するものとする。

- 2 前項により機関管理を行う研究機関は、職員が特定外部資金を活用した研究に専念できるよう、職員に代わり特定外部資金の諸手続きに係る経理事務を行うものとし、経理事務を担当する職員は当該事務をその職務として所掌するものとする。

(研究成果の取扱い)

第7条 職員が特定外部資金により得た研究成果である知的財産権は当該職員に帰属し、その取扱いは、愛媛県職員の職務発明等に関する規則（平成12年3月31日愛媛県規則第5号、以下「職務発明規則」という。）に従うものとする。

- 2 研究機関の長は、第5条第2項の規定により当該研究を職務として実施するかどうかを決定する際に、当該知的財産権について、当該職員が相応の権利の帰属を主張しうる措置（共同研究契約の締結、覚書等）が取られているかどうかの確認を行うものとする。
- 3 研究機関の長は、第5条第1項により特定外部資金に応募させるときは、知的財産権の取扱いについて、当該職員から同意書（様式第1号）を徴し、職務発明規則に従う旨の同意を得るものとする。

(報告)

第8条 職員は、特定外部資金の規定に従って研究成果報告書を作成し、当該報告書の写しを所属する研究機関の長に提出するものとする。

- 2 研究機関の長は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを本庁の所管部長に提出するものとする。

(個人研究費の交付を受けない場合の取扱い)

第9条 職員が連携研究者等として、他機関の研究代表者等から特定外部資金の交付を受けず、物品若しくは役務等の提供を受ける場合には、当該職員はその記録簿を備える等により適正な管理を行わなければならない。

(不正防止対策)

第10条 特定外部資金に係る不正の未然防止を図るため、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日付け 文部科学大臣決定）に基づき、各研究機関において必要な体制整備を行うこととし、各研究機関の長は必要な事項を別途定めるものとする。

(関係書類の保存)

第11条 特定外部資金に係る次の書類は、特に定めるもののほか、交付を受けた年度の終了後5年間、愛媛県文書管理規程（平成4年3月24日愛媛県訓令第1号）の例により保存するものとする。

- (1) 交付者に提出した書類の写し
- (2) 交付者から送付された書類
- (3) 収支簿、預金通帳その他当該特定外部資金の収支関係を明らかにした証拠書類

(内部監査の実施)

第 12 条 特定外部資金の適正な運営・管理を目的として、内部監査を実施する。

- 2 内部監査の実施について必要な事項は、各研究機関の長が別途定めるものとする。

(その他)

第 13 条 特定外部資金の経理管理に係る事務は、愛媛県会計規則（昭和 45 年 4 月 1 日愛媛県規則第 18 号）及び愛媛県庁事務決裁規程（昭和 51 年 4 月 1 日愛媛県訓令第 4 号）並びに愛媛県地方局事務決裁規程（昭和 55 年 6 月 20 日愛媛県訓令第 10 号）の例によるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、特定外部資金の経理管理等に必要な事項は、各研究機関の長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

同意書

平成 年 月 日

研究機関の長 様

応募（参画）者（研究代表者）

所 属

職・氏名

⑩

この度、次の課題で応募・参画するにあたり、「愛媛県科学研究費補助金等特定外部資金取扱要綱」第4条第2項及び同第7条第3項の規定に基づき、次の事項について同意します。

記

- 1 課 題 名 :
- 2 交 付 者 :
- 3 制 度 名 :
- 4 同意事項

- (1) 研究資金の管理、執行に係る責任を負うこと。
- (2) 本研究により得られた知的財産権の取り扱いは、「愛媛県職員の職務発明等に関する規則（平成12年3月31日愛媛県規則第5号）」に従うこと。

様式第2号（第5条関係）

特定外部資金応募（参画）承認申請書

平成 年 月 日

研究機関の長 様

応募（参画）者（研究代表者）

所 属

職・氏名

㊞

この度、次の課題で応募・参画することとしましたので、「愛媛県科学研究費補助金等特定外部資金取扱要綱」第5条第1項の規定に基づき関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 課 題 名 :
- 2 交 付 者 :
- 3 制 度 名 :
- 4 添付書類 :